

平成24年度 第1回岐阜県道路交通渋滞対策推進協議会

日時：平成24年6月26日（火）10：00～11：30

場所：岐阜国道事務所 南棟2F 大会議室

議 事 次 第

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 議 事

(1) 規約改定について

資料－1

(2) 交通基礎データの共有・意見交換について

◆今後の渋滞対策の推進 等

資料－2

◆「地域の渋滞箇所」抽出の考え方

資料－3

◆意見交換

3. 閉 会

<配布資料>

- ・資料－1 規約改定について
- ・資料－2 今後の渋滞対策の推進
- ・資料－3 「地域の渋滞箇所」抽出の考え方について

岐阜県道路交通渋滞対策推進協議会規約

第1条（名称）

本協議会は、「岐阜県道路交通渋滞対策推進協議会」（以下、「協議会」という）と称する。

第2条（目的）

協議会は、公安委員会、道路管理者及び中部運輸局の3者が協力するとともに、道路利用者の意見を反映して、岐阜県内における道路交通の渋滞解消と、円滑な道路交通の実現に寄与することを目的とする。

第3条（組織）

協議会は、中部地方整備局、中部運輸局、岐阜県警察本部、岐阜県、中日本高速道路株式会社により組織し、その構成員は別紙 - 1 に示すとおりとする。ただし、会長が必要と認めた場合は、構成員以外の出席又は意見を求めることができる。

第4条（協議事項）

1. データに基づく客観的な分析により、課題の大きな箇所を抽出。
2. 道路利用者の意見や地域性を反映した評価軸の検討により、地域の実感と整合した課題箇所を抽出。
3. ソフト・ハードを含めた対策の検討。
4. その他、本協議会目的の達成に寄与する事項。

第5条（協議会の招集・運営・進行）

協議会の招集・運営・進行は、会長がこれにあたることとする。

第6条（検討部会）

1. 協議会は第4条に関する具体的な検討を行なわせるため、各圏域毎に下記渋滞対策検討部会（以下「部会」という）を置く。
岐阜都市圏渋滞対策検討部会
東濃圏域渋滞対策検討部会
飛騨地域渋滞対策検討部会
2. 部会の長は直轄国道事務所の副所長（技）とする。
3. 各部会の構成員は別紙 - 2 に示すとおりとする。ただし、部会長が必要と認めたときは、部会構成員以外の者の出席又は意見を求めることができる。
4. 部会は検討結果を協議会に報告する。
5. 部会の招集・運営・進行は部会長がこれにあたることとする。

第7条（事務局）

1. 協議会の事務局の構成は
国土交通省中部地方整備局 岐阜国道事務所、
岐阜県警察本部 交通部 交通規制課
岐阜県 県土整備部 道路建設課
とし、事務局窓口は岐阜国道事務所調査課に置く。
2. 部会の事務局は各圏域の直轄国道事務所の担当課に置く。
3. 事務局は、会議の円滑なる運営にあたらなければならない。

第8条（その他）

本規約に規定されていない事項については、協議会に諮り決定することとする。

< 附 則 >

- 1 . 本規約は、平成 5 年 6 月 1 5 日をもって有効とする。
- 2 . 「岐阜地区道路交通渋滞対策協議会」（昭和 6 3 年 1 0 月 1 3 日）、「岐阜地区道路交通円滑化対策連絡会議」（昭和 6 3 年 1 2 月 2 2 日）、「岐阜県道路交通渋滞対策推進協議会」（平成 2 年 1 2 月 5 日）、「岐阜県道路交通円滑化対策連絡会議」（平成 2 年 1 2 月 1 7 日）は平成 5 年 6 月 1 5 日をもって解散する。
- 3 . 平成 5 年 9 月 9 日一部規約改正。
- 4 . 平成 6 年 8 月 2 6 日一部規約改正。
- 5 . 平成 9 年 9 月 2 9 日一部規約改正 < 運輸局組織変更 >
- 6 . 平成 1 7 年 1 0 月 2 5 日一部規約改正 < 検討部会設置 >
- 7 . 平成 1 8 年 3 月 2 7 日一部規約改正 < 組織変更 >
- 8 . 平成 1 9 年 3 月 2 3 日一部規約改正 < 組織変更 >
- 9 . 平成 2 4 年 6 月 2 6 日一部規約改正

**岐阜県道路交通渋滞対策推進協議会
構 成 員**

区 分	所 属 機 関	所属部署および役職
会 長	国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所長
委 員	国土交通省中部地方整備局	道路部 道路計画課長
		道路部 地域道路課長
		道路部 交通対策課長
		建政部 都市整備課長
		多治見砂防国道事務所長
		高山国道事務所長
	国土交通省中部運輸局	交通環境部 環境課長
	岐阜県警察本部	交通部 交通企画課長
		交通部 交通規制課長
	岐阜県	県土整備部 道路建設課長
		県土整備部 道路維持課長
		都市建築部 都市政策課長
		都市建築部 街路公園課長
		都市建築部 公共交通課長
	中日本高速道(株)名古屋支社	総務企画部 企画調整チーム 企画調整チームリーダー
中部地区保全・サービス事業部 道路管制センター 交通技術チーム 交通技術チームリーダー		
オブザーバー	岐阜県トラック協会	専務理事
	岐阜県バス協会	専務理事
	岐阜県タクシー協会	専務理事
20名		

事務局	国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所 調査課長
	岐阜県警察本部	交通部 交通規制課課長補佐
	岐阜県	県土整備部 道路建設課技術課長補佐

(別紙 - 2)

岐阜県道路交通渋滞対策推進協議会

< 岐阜都市圏渋滞対策検討部会 >

区分	所属機関	所属	役職名
部会長	国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	副所長
委員	国土交通省中部地方整備局	岐阜国道事務所	調査課長
	国土交通省中部運輸局	岐阜運輸支局	首席運輸企画専門官
	岐阜県警察本部	交通部 交通企画課	課長補佐
		交通部 交通規制課	課長補佐
	岐阜県	県土整備部 道路建設課	企画係技術課長補佐
		県土整備部 道路維持課	市町村道係技術課長補佐
		都市建築部 都市政策課	施設計画係技術課長補佐
		都市建築部 街路公園課	街路係技術課長補佐
		都市建築部 公共交通課	企画調査係課長補佐
		岐阜土木事務所	道路建設課長
		大垣土木事務所	道路建設課長
		美濃土木事務所	道路建設課長
	可茂土木事務所	道路建設課長	
	岐阜市	基盤整備部 広域事業推進課	課長
大垣市	道路課	課長	
美濃加茂市	土木課	課長	
各務原市	管理課	課長	
オブザーバー	岐阜県トラック協会		専務理事
	岐阜県バス協会		専務理事
	岐阜県タクシー協会		専務理事

< 東濃圏域渋滞対策検討部会 >

区分	所属機関	所属	役職名
部会長	国土交通省中部地方整備局	多治見砂防国道事務所	副所長
委員	国土交通省中部地方整備局	多治見砂防国道事務所	調査設計課長
			道路管理課長
	多治見警察署	交通第一課	課長
	岐阜県	多治見土木事務所	道路建設課長
	多治見市	道路河川課	課長
都市政策課		課長	

< 飛騨地域渋滞対策検討部会 >

区分	所属機関	所属	役職名
部会長	国土交通省中部地方整備局	高山国道事務所	副所長
委員	国土交通省中部地方整備局	高山国道事務所	調査・品質確保課長
	高山警察署	交通課	課長
	岐阜県	高山土木事務所	道路建設課長
	高山市	基盤整備部 建設課	課長
	高山市商工会議所		事務局長
	濃飛乗合自動車(株)		専務
	飛騨運輸(株)		営業部長代理

今後の渋滞対策の推進について

これまで渋滞対策については、累次の渋滞対策プログラム等を通じ、関係機関において検討が進められ、改善の取組みを行ってきましたが、今般、関係機関の連携による検討体制を改めて整え、課題の状況を継続的に把握・共有し、効果的な渋滞対策の推進を図ることとなりました。

具体的には、中部地方整備局管内（長野県除く）における中京圏及び各県単位（以下）の体制により、地域の渋滞発生状況等に係る検討を進め、今後速やかに主要な渋滞箇所の特定を図っていきます。

なお、箇所の特定に当たっては、統一的なデータに基づく客観的な分析を基本としつつ、道路利用者の意見や地域性を反映した指標の検討により、地域の実感との整合を図ってまいります。

具体的な検討体制

○中京圏渋滞ボトルネック対策協議会

東海環状内側の自専道ネットワークにおける
渋滞ボトルネック対策の検討

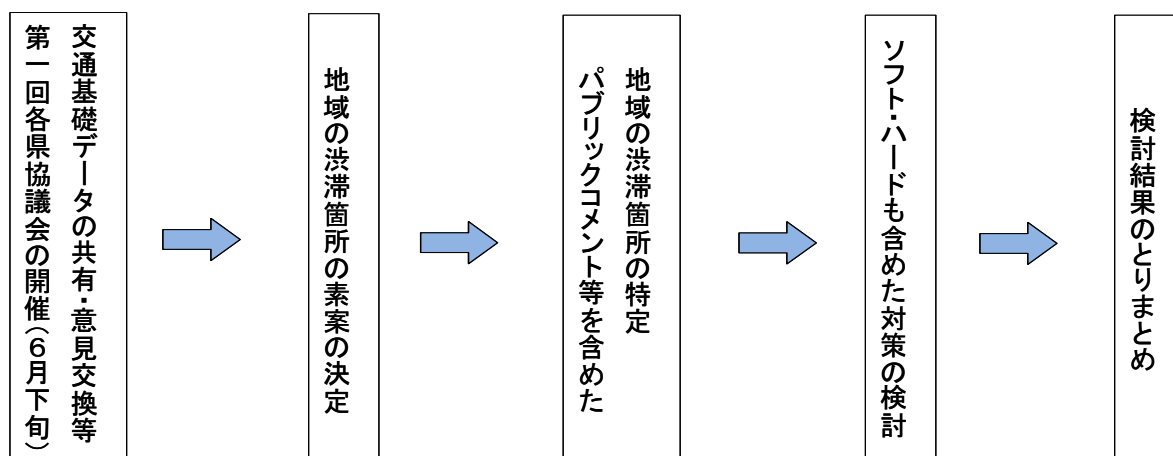
- ・中部地方整備局 ・中部運輸局
- ・中部管区警察局
- ・各県警（愛知・岐阜・三重）
- ・愛知県、岐阜県、三重県、名古屋市
- ・Nexco中日本、名古屋高速道路公社、
愛知県道路公社
- ・道路利用者団体 等

○各県道路交通渋滞対策推進協議会

中京圏渋滞ボトルネック対策協議会の対象
ネットワーク以外の道路について検討

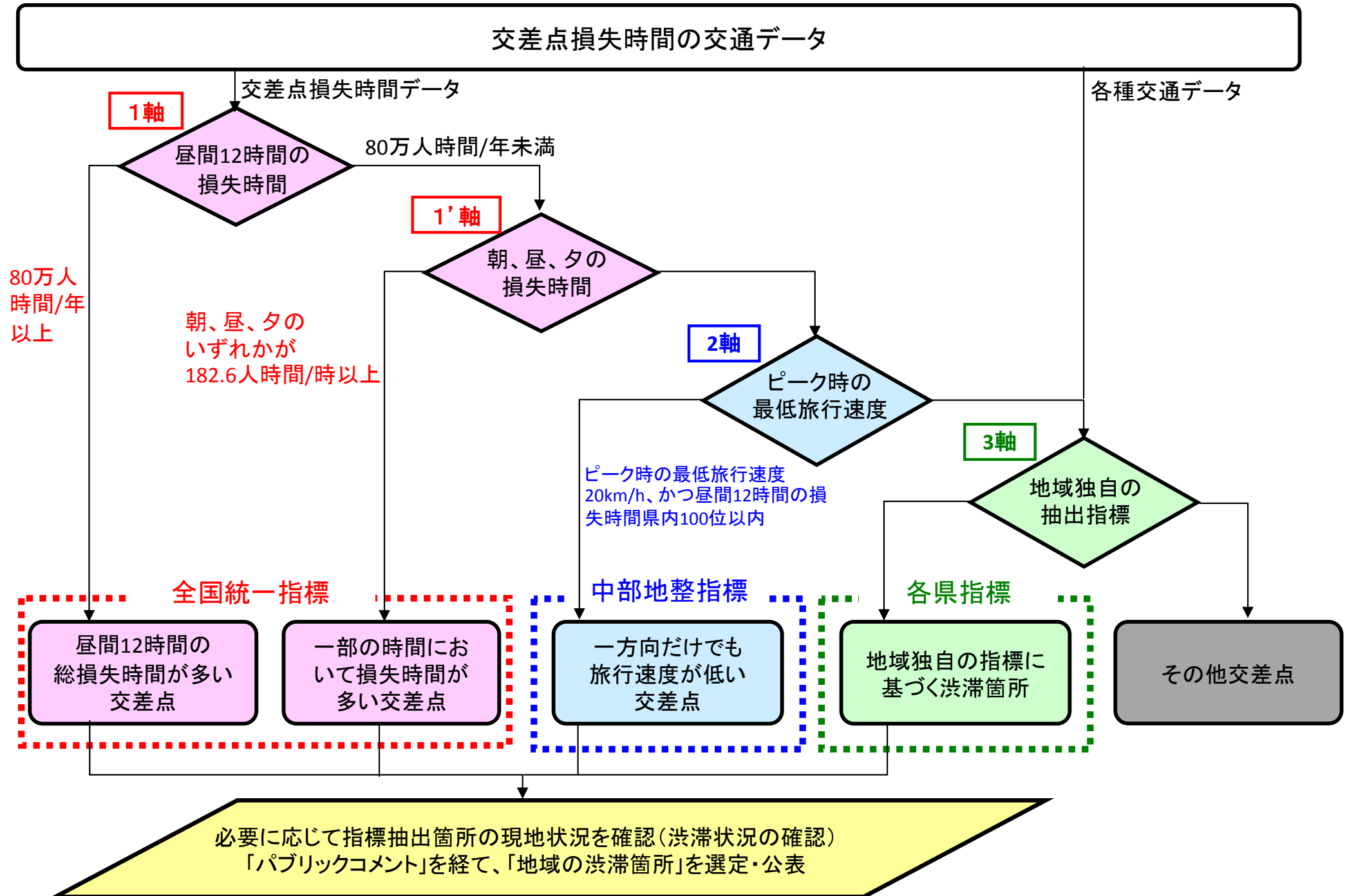
- ・中部地方整備局 ・中部運輸局
- ・各県警
- ・地方公共団体（県・政令市）
- ・Nexco中日本、名古屋高速道路公社、
各県道路公社
- ・道路利用者団体 等

【検討の流れ】

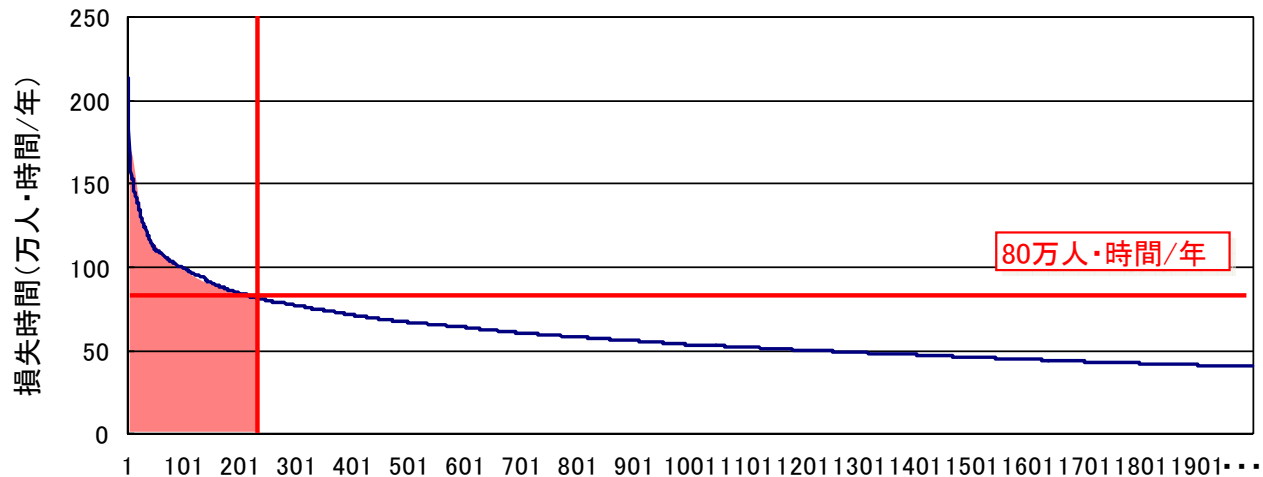


「地域の渋滞箇所」抽出の考え方について

交通(ITS)データを活用した「地域の渋滞箇所」の抽出フロー(案)



1軸:損失時間が80万人・時間/年以上の箇所



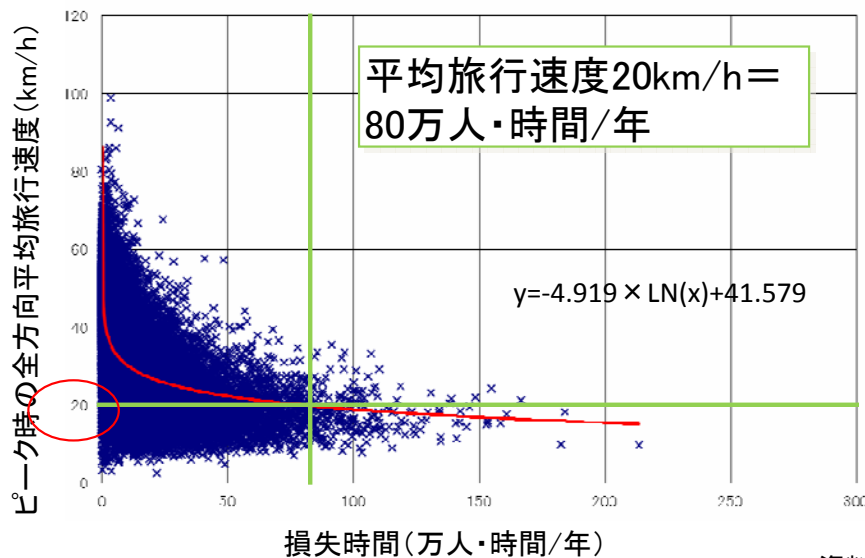
順位

80万人・時間/年とは・・・

終日混雑している交差点で、特にピーク時には全方向の旅行速度の平均が20km/h以下(信号待ち2回以上)となるような箇所

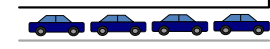
【損失時間とピーク時の全方向旅行速度の平均値との関係】

【交通状況のイメージ】

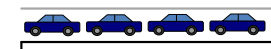


ピーク時において全方向の旅行速度の平均が20km/h以下

20km/h以下
(信号待ち2回以上)



20km/h以下
(信号待ち2回以上)



20km/h以下
(信号待ち2回以上)



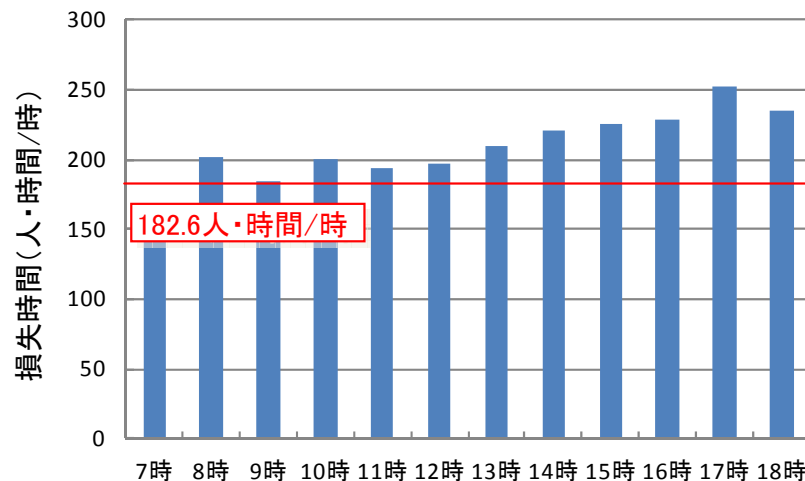
1'軸: 1軸以外でピーク時の損失時間が182.6人・時間/時以上の箇所

1軸には対象とならないが、ピーク時には1軸と同程度の混雑となるような箇所

$$80\text{万人}\cdot\text{時間}/\text{年} \div 365\text{日} \div 12\text{時間} = 182.6\text{人}\cdot\text{時間}/\text{時}$$

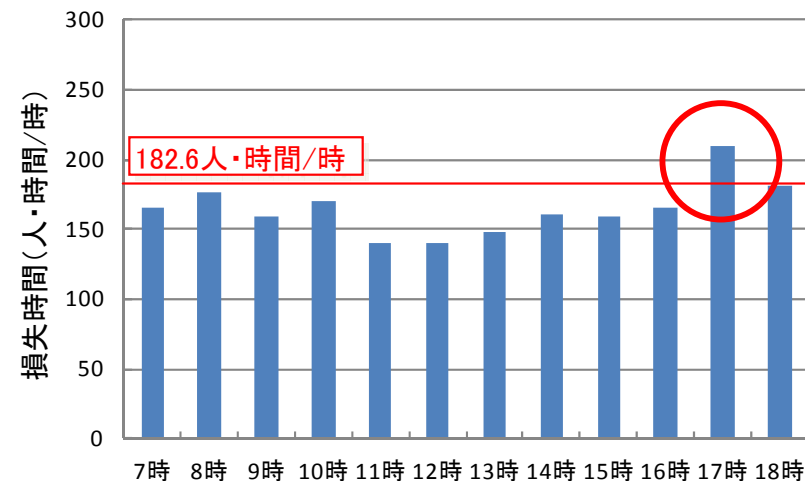
【1軸で抽出された箇所の時間帯別の損失時間】

終日混雑が発生



【1'軸で抽出された箇所の時間帯別の損失時間】

ピーク時のみ1軸と同レベルの混雑が発生



2軸:1軸、1'軸以外でピーク時の1方向のみ20km/h以下となる箇所

交差点損失時間がある程度大きい交差点において、特にピーク時において、各方向の旅行速度のうち、最も低い方向の速度が20km/h以下となるような箇所

【2軸で抽出する箇所の交通状況のイメージ】

1方向だけでも渋滞

ピーク時において最も速度が低い方向において、20km/h以下

20km/h以下
(信号待ち2回以上)



【1軸で抽出する箇所の交通状況のイメージ(再掲)】

全方向が混雑

ピーク時において全方向の旅行速度の平均が20km/h以下

20km/h以下
(信号待ち2回以上)



20km/h以下
(信号待ち2回以上)



20km/h以下
(信号待ち2回以上)

(参考) 混雑を表す20km/hの根拠

・JARTICや公安委員会等では、20km/h以下を混雑・渋滞の指標としている。

●道路交通情報センターにおける渋滞・混雑の定義



■ 通行止	■ 事故等	■ 混雑
■ チェーン規制	■ 渋滞	■ 他の規制
■ 調整中		

道路交通情報Now!! では、渋滞を「赤色」、混雑を「だいだい色」で表示し、下表のように定められています。

区分	高速道路	都市高速道路	一般道路
渋滞	時速 40km以下	時速 20km以下	時速 10km以下
混雑	--	時速 20km ~ 40km	時速 10km ~ 20km

<http://www.jartic.or.jp/>

●国家公安委員会における渋滞・混雑の定義

道路の区分	「混雑」と表現すべき速度	「渋滞」と表現すべき速度
郊外部の高速自動車国道等	60キロメートル毎時以下	40キロメートル毎時以下
都市部の高速自動車国道等	40キロメートル毎時以下	20キロメートル毎時以下
その他の道路	20キロメートル毎時以下	10キロメートル毎時以下

・資料: 国家公安委員会告示第12号

●警視庁による渋滞の判定基準

期 間：平成17年1月1日～12月31日の間

時 間：午前7時00分～午後7時00分の12時間

測定区間：都内一般道路～2,300km 都内首都高速道路～363km

判定基準：道路上における車両の交通が滞り、走行速度が20km/h未満になった状態

数 値：平日における1時間平均渋滞長

平日平均：土曜、日曜、休日及び特殊日（1月1～3日、12月29～31日）を除く平日の平均

【注】平成16年版の「警視庁交通年鑑」から、平成12年より収集していた測定区間が変更された統計データを使用している。そのことから、平成15年版以前の「警視庁交通年鑑」との対比は行えない。

・資料: 警視庁, 警視庁交通年鑑